

北海道臨床細胞学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は北海道臨床細胞学会と称し、英文名をHokkaido Society of Clinical Cytologyとする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の委嘱する施設に置く。

業務委託として株式会社MONS（〒003-0002 札幌市白石区東札幌2条5丁目7-1 Maison25 203号）に委託する。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は公益社団法人日本臨床細胞学会および関連学術団体と連携し、北海道における臨床細胞学に関する研究、教育・研修、実務管理等に関連する事業を行うことにより、国民の医療、福祉および公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 細胞診における専門医、検査士の協働の背景を理解し、会員相互の親睦を図る。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 細胞診従事者講習会の開催
- (3) 精度管理事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は北海道に在住し、本会の趣旨および会則に賛同する任意の会員により構成される。医学的専門資格の有無は問わない。

2 本会の発展に功労のあった会員を名誉会員とすることができる。

3 本会の趣旨に賛同する企業、団体は賛助会員となることができる。

(会員の責務)

第6条 会員は会則を遵守し、細胞診に関する研究の遂行、知識習得、技能の向上を目指すこと。また医療人としての人格の研鑽に励むこと。

第7条 会員は、本会則に定める会費を納入しなければならない。

(会費納入、会員資格等)

第8条 会費納入、入退会、除名等については細則に定める。

第4章 会の運営

第9条 第2章の会の目的遂行のため、本会に評議員および役員、ならびに評議員会、理事会、総会を置く。

第10条 会の円滑な運営のため、本会会員から構成される北海道細胞診専門医会、北海道細胞検査士会を置き、それぞれが定める会則により運営する。

第5章 評議員、評議員会

(評議員)

第11条 評議員は評議員会を組織し、重要事項を審議する。

2 評議員数は会員約10名に1名の割合を想定する。

(評議員の要件)

第12条 評議員は、申請した年の4月1日に65歳以下の会員であって下記の要件のいずれかを満たす者が申請、就任できるものとする。資格審査は細則に定める。

(1) 5名以上の会員の推薦があること（自薦も含む）。様式1を別に定める。ただし、推薦者の中に1名以上の細胞診専門医会員、1名以上の細胞検査士会員を含むこと。推薦者は自薦も含めて複数名を推薦できない。

(2) 日本臨床細胞学会の教育研修施設に属し、同施設長の推薦を受けた1名。様式2を別に定める。

(3) 細胞診検体数が7,000件以上（前年度実績）の日本臨床細胞学会認定施設に属し、同施設長の推薦を受けた1名。様式2を別に定める。症例管理を道内の施設で独自に行っている場合のみ可とする。註1)

(4) 大学附属病院に属し、同病院の長の推薦を受けた会員。各施設5名までとする。様式3を別に定める。

ただし、(2)(3)の施設長推薦による申請は、同一施設からは(2)(3)いずれかのみとする。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、任期の始まる評議員会から翌々年の春に開催される評議員会までの2年間とし、再任を妨げない。中途退任や会員資格消失などがあっても原則として補充は行わないが、第12条の(2)(3)(4)項に該当する評議員はこの限りではない。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第14条 評議員会は本会の議決機関であり、評議員により構成される。評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会を毎年春と秋に計2回開催し、代表理事が招集する。註2) 加えて、代表理事が必要と認めたとき、または評議員の1/3以上による開催要請により臨時開催することができる。

3 評議員会は委任状提出者を含む出席者1/2以上の出席により成立する。

4 評議員会は、議長1名、副議長1名、議事録署名人2名を選任する。

5 評議員会の議事は、委任状提出者を含む出席者のうち1/2以上の賛成によって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第15条 評議員会は下記の事項を審議し、総会に提案または報告する。

(1) 理事会提案の予算、決算に関する事項

(2) 会則の変更に関する事項

(3) 理事の選出または解任に関する事項

(4) 監事の選出に関する事項 註3)

(5) その他、理事会提案または評議員提案の会の企画運営に関する諸事項

第6章 役員および理事会

(役員の名目および定数)

第16条 本会の役員として代表理事、副代表理事、理事、監事をおく。

(役員の名目)

第17条 役員の名目は、おのおの次のごとく定める。

- (1) 代表理事は、理事会を主催・統括し、本会を代表する。
- (2) 副代表理事は2名とし、代表理事を補佐する。註4)
- (3) 本会の会務執行のために総務・学術・検査士会務・会計担当の理事をおく。註5)
- (4) 監事は、会務および会計を監査する。

(理事の名目および任期)

第18条 理事は、任期最初の評議員会において細則に定めるところに従って評議員から選出され、その定数は20名とする。

2 代表理事推薦の理事を評議員会の承認を得て若干名加えることができる。その場合、評議員以外の会員も可とし、理事の定数には含めない。

第19条 理事の任期は2年とし再選を妨げない。理事に欠員ができた場合、評議員会に諮り補充することができる。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

(理事会)

第20条 理事会は、代表理事、副代表理事、理事および監事を構成員とする。

2 委任状提出者も含む構成員数の2/3の出席により成立する。

3 理事会は毎年春と秋に計2回、代表理事が招集する。加えて、代表理事が必要と認めるとき、または構成員の1/3以上による開催要請により臨時開催することができる。

第21条 理事会は下記の事項を審議し、評議員会に提案または報告するとともに、その決定に基づき会務を遂行する。

- (1) 年度の予算、決算に関する事項
- (2) 代表理事の選任に関する事項
- (3) その他、会の企画運営に関する諸事項

(代表理事の名目および任期)

第22条 代表理事は1名とし、理事会において理事の互選により選出される。

第23条 代表理事の任期は2年とし再任を妨げないが、連続2期までとする。

第24条 代表理事より退任の申し出があった場合、理事会は後任の代表理事の選出を速やかに行う。その任期は前任者の残任期間（前述の連続2期までは含めない）とする。

(副代表理事の名目および任期)

第25条 副代表理事は、代表理事が理事の中から指名して選任する。

第26条 副代表理事の任期は2年とし再任を妨げないが、連続2期までとする。ただし、任期満了

前に代表理事が退任した場合は、ともに退任するものとする。

第27条 副代表理事より退任の申し出があった場合、代表理事は後任の副代表理事の選出を速やかに行う。その任期は前任者の残任期間（前述の連続2期までは含めない）とする。

（監事の選任および任期）

第28条 監事は2名とし評議員会において評議員の中より選任される。

2 監事の任期は2年とし再選を妨げない。欠員ができた場合、評議員会に諮り補充することができる。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

第7章 総会

第29条 総会は全ての会員をもって構成する。

2 年に1回定期開催とし、代表理事が招集する。註6) 加えて、代表理事が必要と認めるとき、または評議員会の開催要請、あるいは会員の1/5以上による開催要請により臨時開催することができる。

3 総会は委任状提出者を含む1/2以上の出席により成立する。

4 議決は委任状提出者を含む1/2以上の賛成による。

第30条 総会は評議員会の決定、理事会の決定を審議・承認する。

第8章 学術集会

第31条 本会は年1回の学術集会を開催する。

2 学術集会開催にあたっては、理事の互選により選任される例会長をおく。

第9章 会費

第32条 会員は年会費として4,000円を納入する。賛助会員の年会費は10,000円とする。

第10章 会則の改訂

第33条 会則の改訂は評議員会の提案を受けて総会で行う。委任状提出者を含む出席者の1/2以上の賛成により決定する。

第11章 細則

1) 代表理事は評議員の資格審査を若干名からなる評議員資格審査委員会に委嘱する。

2) 理事は任期最初の評議員会開催の1週間前まで立候補し、立候補演説の後に出席者による無記名投票により選出される。代表理事はこのための作業を若干名からなる理事選挙管理委員会に委嘱する。

3) 年会費は毎年3月末日までに年会費を前納するものとする。

4) 年会費を3年以上滞納した会員は評議員会の決議により除名される。

5) 名誉会員は年会費を免除する。

6) 会員は退会を希望する場合や、道外へ転出する場合は事務局に退会を届け出ること。

7) 本会の会計年度は4月1日より、翌年の3月31日とする。

付 則

1) 本会則は昭和55年1月10日から実施する。

2) 本会則は第4回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会（昭和58年11月26日）にて一部改正、承認実施する。

- 3) 本会則は第6回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会（昭和60年11月30日）にて一部改正，承認実施する。
- 4) 本会則は第11回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会（平成2年12月1日）にて細則（1）一部改正，承認実施する。
- 5) 本会則は第12回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会（平成3年11月30日）にて第17条一部改正，承認実施する。
- 6) 本会則は第13回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会（平成4年10月17日）にて第17条一部改正，承認実施する。
- 7) 本会則は第14回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会（平成5年11月20日）にて細則（1）一部改正，承認実施及び名称の一部変更あり，なお，第15回総会より日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会と称する旨，承認実施する。
- 8) 本会則は平成9年11月15日に改定し，平成10年1月1日より実施する。
- 9) 本会則は第27回日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会（平成18年11月15日）にて一部改正承認し，平成19年4月1日より実施する。平成19年1月1日から3月31日迄は，平成18年11月5日現在の役員が期間を延長し，会務を執行する。
- 10) 本会則は第33回日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会（平成24年11月18日）にて一部改正承認し実施する。
- 11) 本会則は第34回日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会（平成25年11月23日）にて一部改正承認し，平成19年4月1日より実施する。
本会の英名はHokkaido Society of Clinical Cytologyとする。
- 12) 本会則は平成28年11月27日の総会で改定案が承認され，平成29年1月1日より実施する。
旧会則による理事長，理事会，事務局などは新たな運営体制ができるまでの間，職務を引き継ぐ。
- 13) 本会則は令和7年12月7日の総会で改定案が承認され，令和8年1月1日より実施する。

註

- 註1) 7,000件の根拠 道内の検体数のおよそ1%とした。
- 註2) 評議員会は3月の講習会と11月の学術集会開催時を想定。
- 註3) 監事のうち1名は細胞検査士から選ぶ。
- 註4) 副代表のうち1名は細胞検査士から選ぶ。
- 註5) 検査士会務担当の理事は細胞検査士から選ぶ。
- 註6) 秋の学術集会開催を想定。

北海道細胞診専門医会規約

2024. 12. 1 現在

(名 称)

第1条 本会は北海道細胞診専門医会と称する

(目 的)

第2条 本会は北海道在住の専門医相互の円滑な連絡を図ると共に細胞診断実務に関する医師及び技師の適切な指導、教育にあたることを目的とする

(会 員)

第3条 本会会員は日本臨床細胞学会会長が確認した細胞診専門医で北海道在住の会員で構成される

(役 員)

第4条 本会には次の役員をおき幹事は専門医会の互選により代表幹事は幹事の互選により選出される。役員任期は2年とし再任を妨げない
また、若干名の顧問をおき、指導助言を仰ぐことが出来る
：代表幹事 1名
：幹事若干名

(事 業)

第5条 1) 専門医による細胞検査士の指導及び教育に関する事業
2) その他

(会 議)

第6条 本会は年1回以上の会議を開催する

(会 費)

第7条 本会の会費は年額1,000円とする。会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる

(事 務 局)

第8条 本会事務局は日本臨床細胞学会北海道支部内におく

(規約の変更)

第9条 規約の変更は専門医会出席会員の過半数（委任状を含む）の賛同を得て決定される

(付 則)

- 1) 本会則は昭和58年5月12日より実施する
- 2) 本会則は第12回日本臨床細胞学会北海道支部総会及び地方会（平成3年11月30日）にて一部改正承認実施する
- 3) 本会則は第27回日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会（平成18年11月5日）にて一部改正承認実施する
- 4) 本会則は第30回日本臨床細胞学会北海道支部総会並びに学術集会（平成21年11月8日）にて一部改正承認実施する

役 員

代表幹事 田中 綾一

幹 事 西川 鑑
長谷川 匡
岡元 一平

顧 問 上野 洋男
永井 荘一郎
山下 幸紀
藤田 博正
山城 勝重

北海道細胞検査士会規約

第1章 名 称

第1条 本会は北海道細胞検査士会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は会員の細胞診断学的知識、技能の研鑽を図る事を目的とする。

第3章 会 員

第3条 会員は北海道に在住する本会の趣旨に賛同する細胞検査士・臨床検査技師で構成される。

第4条 会員は退会または転勤等の移動の場合には、本会事務局に届けなければならない。

第4章 役 員

第5条 本会には次の役員を置く。

会 長 1名
副 会 長 2名
事務局長 1名
会 計 1名
委 員 若干名

第6条 会長は役員推薦委員会より選出され、総会によって承認され本会を主宰しこれを代表する。

第7条 会長以外の役員は、会長によって一任され任期は2年とし再選は妨げない。
但し第14条の各地区より1名以上選出することとする。

第5章 役員推薦委員会

第8条 会長候補を選出する機関として役員推薦委員会を置く。

第9条 役員推薦委員会は会長によって委嘱され、第1回は会長が招集する。

第10条 委員長は委員の互選とする。

第6章 事 業

第11条 本会は次の事業を行なう。

1. 講習会、セミナー、研修会等の計画実施。
2. その他、本会が必要と認める事業。

第7章 会 議

- 第12条
1. 本会総会は、3月に開催する。
 2. 役員会は必要に応じて開催することが出来る。

第8章 事務局

第13条 本会事務局は、北海道臨床細胞学会事務局内に置く。

第9章 地方機構

第14条 本会は全道に7地区設置する。

1. 道央
2. 道南
3. 道北
4. 北見
5. 道東
6. 十勝
7. 室蘭

第10章 会費及び会計年度

第15条 本会の会費は当分の間1,000円とする。

会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第11章 規約の変更

第16条 規約の変更は役員会の決定によって行われ総会に報告する。

付 則

本規約は昭和55年9月27日より施行する。

本規約は昭和60年12月1日一部改正承認施行する。

本規約は平成11年10月17日一部改正承認される。

本規約は平成12年11月25日一部改正承認される。

本規約は平成15年3月9日一部改正承認される。

本規約は平成22年3月7日一部改正承認される。

本規約は平成25年7月24日一部改正承認される。

本規約は平成26年3月2日一部改正承認される。

本規約は平成27年3月5日一部改正承認される。